佐倉市公園等に係る清掃用具貸出要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、佐倉市内において都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項に規定する都市公園その他市有地（以下「公園等」という。）の清掃を行う者の活動を支援し、公園等の環境の維持及び向上を図ることを目的として、草刈機、刈払機等の清掃用具を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

　（対象者）

第２条　市長は、佐倉市内において公園等の清掃を行う市に登録のある清掃協力団体、自治会、町内会その他市長が認める者（以下「清掃協力者」という。）に対し、清掃用具を貸し出すものとする。

　（貸出しの期間）

第３条　貸出しの期間は、貸出日から５日以内とする。ただし、貸出日の５日後が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第１３号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、その直後の休日でない日を返却の期限日とする。

２　前項の規定にかかわらず、清掃用具の整備不良、天候等の清掃用具の貸出しを受けた者（以下「借受人」という。）の責めに帰することのできない事由により、貸出しの期間内に目的が達せられない場合は、市長は、新たに返却の期限日を指定することができる。

　（貸出料）

第４条　清掃用具の貸出しは、無料とする。ただし、燃料費、運搬費その他の清掃用具の使用に係る経費は、借受人の負担とする。

　（貸出しの申請）

第５条　清掃用具を借り受けようとする清掃協力者（以下「申請者」という。）は、清掃用具を借り受けようとする日の１月前の日以後に、清掃用具貸出申請書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　清掃用具貸出申請書を市長に提出しようとする者は、運転免許証その他の市長が認める本人確認書類を市長に提示しなければならない。

　（審査）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの承認の可否を決定し、清掃用具貸出決定通知書（別記様式第２号）又は清掃用具貸出不決定通知書（別記様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（借受人の義務）

第７条　借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）自らの責任において善良な管理者の注意をもって管理すること。

（２）未経験の者が草刈機又は刈払機を使用する場合は、事前に市が主催する研修を受けさせること。

（３）清掃用具の取扱説明書を使用前に熟読し、その内容を正しく理解すること。

（４）清掃用具に不具合がある場合は、直ちに使用を中止すること。

（５）清掃用具を第三者へ転貸しないこと。

（６）公園等の環境の維持及び向上を図る目的以外に使用しないこと。

（７）清掃用具を使用した後は、必ず当該清掃用具を清掃した上で返却し、返却の際は担当職員の確認を受けること。

（８）燃料費、運搬費その他の清掃用具の使用に係る経費を負担すること。

（９）清掃用具の返却の期限日までに返却すること。

　（決定の取消し等）

第８条　市長は、借受人が前条各号に規定する事項を遵守しなかったときは、 貸出しの決定を取り消すことができる。

２　市長は、緊急の事情により、市で清掃用具を使用する必要が生じたときは、貸出しの決定を取り消し、又は期間を変更することができる。

　（破損又は紛失の届出）

第９条　借受人は、借り受けた清掃用具を破損し、又は紛失したときは、速やかに清掃用具破損・紛失届（別記様式第４号）を市長に提出しなければならない。ただし、替刃が破損した場合は、この限りでない。

　（損害賠償）

第１０条　借受人は、故意又は過失により清掃用具を破損し、又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

２　借受人は、借り受けた清掃用具により生じた事故及び第三者に与えた損害について、一切の責任を負うものとする。

３　借受人は、清掃用具の貸出しの不決定、貸出期間の変更、清掃用具の故障その他清掃用具を使用できなかったことに起因する一切の損害を市長に請求することができない。

　（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則（令和４年８月５日決裁佐公第２４７号）

　この要綱は、決裁の日から施行する。